

令和7年度

一般会計歳出 第 10 款 2 項 2 目 12 節 委託料

受付番号	種目番号	連絡先	委託担当
	—		施設課 TEL 671-2560

設 計 書

1 委 託 名 金沢工場焼却灰資源化処理委託

2 履 行 場 所 資源循環局金沢工場ほか

3 履 行 期 間 □期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

又 は 期 限 ■期限 契約締結日から令和8年3月31日まで

4 契 約 区 分 □確定契約 ■概算契約

5 その他の特約事項 なし

6 現 場 説 明 ■ 不要

□ 要 (月 日 時 分、場所)

7 委 託 概 要 本委託は、横浜市資源循環局金沢工場から排出される

焼却灰（主灰）を受託者施設まで輸送し、資源化処理す

る業務であり、焼却灰の有効利用を図るものである。

8 部分払

- する (7回以内)
しない

部分払の基準

業務内容	履行予定月	数量	単位	単価	金額
焼却灰資源化処理	9月～3月	(341)	トン		()
※輸送費込み					

* 単価及び金額は、消費税等相当額を含まない金額。

* 概算数量の場合は、数量及び金額を（ ）で囲む。

委託代金額 (¥)

内訳 業務価格 (¥)

消費税等相当額 (¥)

委託内訳書

※概算数量の場合は、数量及び金額を()で囲む

横浜市資源循環局

適用する仕様書等(委託)

1 適用する仕様書等

資源循環局が発注する委託等に適用する仕様書、特記仕様書、適用図書及び遵守事項は、下記の共通仕様書等のうち☑が印されたものとする。

適用	名称	改定年月
<input checked="" type="checkbox"/>	委託共通仕様書	令和7年2月
<input checked="" type="checkbox"/>	資源循環局構内作業基準	令和6年7月
<input type="checkbox"/>	横浜市土木設計業務共通仕様書	令和3年9月
<input type="checkbox"/>	横浜市測量業務共通仕様書	令和3年9月
<input type="checkbox"/>	横浜市地質調査業務共通仕様書	令和3年9月
<input type="checkbox"/>	横浜市建築局建築設計委託業務共通仕様書	令和6年12月
<input type="checkbox"/>	横浜市建築局建築工事監理委託業務共通仕様書	令和6年12月

 個人情報取扱特記事項

受託者は、この契約に基づき個人情報を取り扱う事務を行う場合には、「個人情報取扱特記事項」を遵守し、業務着手にあたっては「個人情報取扱特記事項」に基づく研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書及び研修実施報告書を提出すること。

 電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項（資源循環局） 令和5年10月 前金払に関する特記事項

本委託業務については、契約代金額が、設計・調査業務の場合300万円以上、測量業務の場合200万円以上（設計・調査業務と測量業務が含まれる場合は200万円以上）となった場合は、前払金を請求することができる。

2 入手先

仕様書は以下の市ホームページからダウンロードすること。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/youshiki/shigen/shiyousyo>

特記仕様書

1 委託概要

本委託は、横浜市資源循環局金沢工場（以下、焼却工場という）から排出される焼却灰（主灰）を、受託者施設まで輸送し、資源化処理する業務であり、焼却灰の有効利用を図るものである。

2 履行期限

履行期限は、契約締結日から令和8年3月31日までとする。

3 輸送及び処理予定量

焼却灰の処理予定量は約341トンとし、金沢工場からの搬出頻度は週1～2回を目安とする。ただし、各月の処理量については別途協議を行うものとする。

4 関係法令

本委託業務の履行に際し、受託者は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「同施行令」、「同施行規則」、その他関係法令を遵守すること。

5 委託契約の解除

本委託は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1項第8号に基づき、受託者が同施行令第4条第1項第1号から第3号までに定める基準に適合しなくなったときは、本市において本委託契約を解除できるものとする。

また、本市と受託者施設の所在する自治体間において本委託を履行するうえで必要な協定等が整わない場合は、本市及び受託者の合意の上、本委託契約を無条件で解除できるものとする。

6 委託業務内容

- (1) 使用する車両については、高さ3.4m以下の焼却灰の飛散や漏水・流出防止対策を施した車両（コンテナ型脱着ボディーシステム車両も可）を用意すること。
- (2) ディーゼル車を使用する場合は、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」に規定されている、ディーゼル車運行規制に適合する車両及び燃料を使用すること。
- (3) 焼却工場からの焼却灰の搬出は原則として土曜日、日曜日、祝日、設備点検日（約7日間）および年末年始（12月29日～1月4日）を除く日とすること。
- (4) 積込み作業日時等については、本市と協議のうえ決定すること。なお焼却工場の稼働状況等により、予定していた作業日時等の急な変更が発生することがあるため、それに対応できるよう留意すること。
- (5) 焼却工場での焼却灰の車両への積込み作業は、灰クレーンによって本市が行う。

- (6) 焼却灰輸送重量の測定について、次のとおりとする。
- (ア) 原則として焼却工場の計量器で本市立会いのもと、空車重量と積載重量とで計量し、その差引き重量とする。
- (イ) 計量器は幅3m×長8m、最大計量が30トンであるため、計量可能な車両を用意すること。
- (7) 焼却工場から排出された焼却灰を、受託者施設にてセメント原料化、溶融処理、焼成処理または薬剤固化により資源化を図ること。
- (8) 本市から搬出した焼却灰について、全量を資源化処理し、埋立処分をしないこと。また、その履行確認等を本市が行えるようにすること。
- (9) 焼却灰を処理する受託者施設は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に掲げる一般廃棄物処理施設の技術上の基準及び一般廃棄物処理施設の維持管理上の基準に適合する施設であること。
- (10) 受託者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1項第9号に義務付けられている本市から受託者施設が所在する自治体への通知について、資料提供などの協力を行うこと。

7 報告書等

(1) 実績報告書

受託者は検査ごとに、資源化処理量実績、出来高、使用した車両の車両番号、委託写真などを盛り込んだ内容を実績報告書として速やかに提出すること。なお、焼却工場搬出時および受託者施設受入れ時の写真を月に1回以上撮影し、可能な限り施設内における資源化処理状況も適宜撮影すること。

(2) 提出書類

資源循環局委託共通仕様書に定められているもののほか、次の書類を本市に提出すること。
なお、上記仕様書の1総則(1)に記載の委託契約約款は、廃棄物処理委託契約約款を適用する。

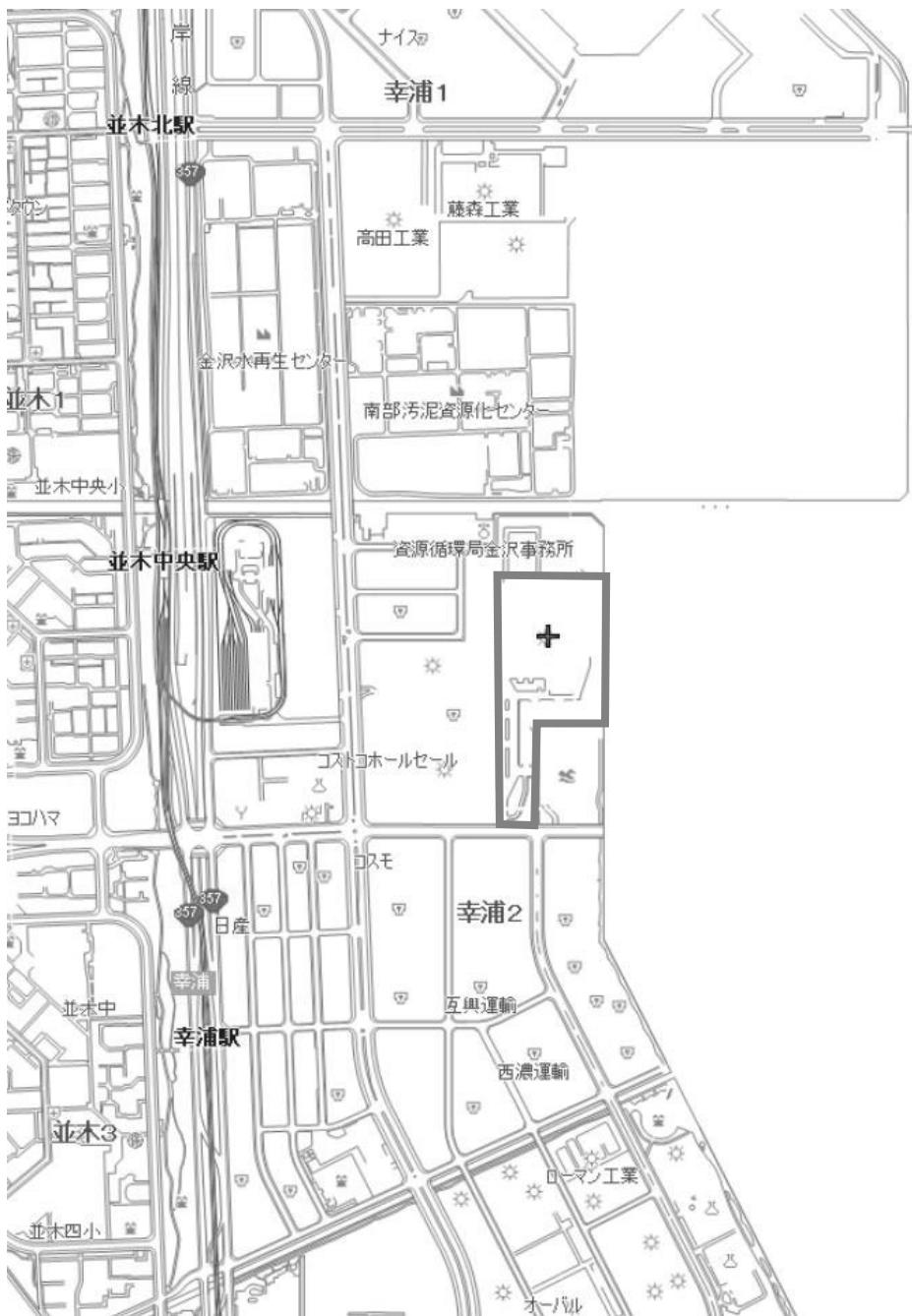
提出書類	提出時期	部数	備考
打合せ議事録	業務着手中	1部	必要に応じて

8 焼却灰（主灰）化学成分等（参考値）

項目		分析結果
主成分分析 (% dry)	二酸化ケイ素	10.6
	酸化アルミニウム	11.3
	酸化鉄 (III)	6.9
	酸化カルシウム	45.5
	酸化マグネシウム	1.4
	三酸化硫黄	2.0
	酸化ナトリウム	1.0
	酸化カリウム	1.3
	酸化チタン (IV)	2.2
	酸化りん (V)	2.6
	酸化マンガン	0.2
	酸化ストロンチウム	0.1 未満
	塩素	2.7
	炭素	1.73
	水素	0.74
	窒素	0.07
含有量試験 (mg/kg)	灰分	90.2
	可燃分	9.8
	水銀又はその化合物	0.01 未満
	カドミウム又はその化合物	14
	鉛又はその化合物	610
	六価クロム化合物	1.4
	砒素又はその化合物	4.8
	シアン化合物	2
	セレン又はその化合物	0.2 未満
	銅及びその化合物	3400
	亜鉛及びその化合物	4800

※令和6年11月採取試料より

案 内 図



住所：横浜市金沢区幸浦 2 - 7 - 1